

# 福祉サービス第三者評価受審済ステッカーの配布について

平成 29 年 3 月  
島根県健康福祉部地域福祉課

島根県では、福祉サービス第三者評価を受審され、結果を公表された事業所に対し、下記の受審済ステッカーを配布することとしました。

今年度までに受審された事業所に対しても、標準的な評価インターバルを考慮し、下記のとおりステッカーを配布します。

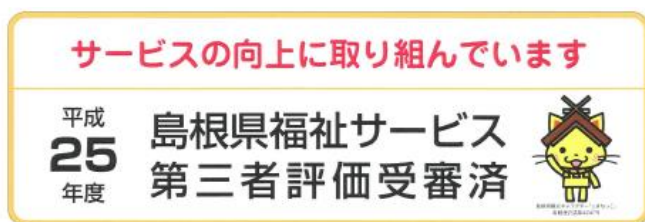
配布された一般用ステッカーにつきましては、事業所の見やすい場所に貼付していただきますようお願いします。また、自動車用ステッカーにつきましても、可能な範囲で福祉サービス用自動車に貼っていただければ幸いです。

また、ステッカーを表示することができる期間については、下記のとおりとしていますので、よろしくお願いします。

なお、各事業所におかれては、受審済みである旨、HP 掲載、封筒・名刺等印刷により積極的に PR していただきたいと思いますが、受審済ステッカーに使用した「しまねっこ」を利用する場合には、公益社団法人島根県観光連盟への使用申請が必要となりますので、ご注意ください。

## 記

### 1 受審済ステッカーのデザイン



一般用（事業所内貼付用） 7 cm×21 cm  
自動車用(福祉車両貼付用)17 cm×35 cm

### 2 ステッカー配布対象事業所及び表示可能期間

施設種別	配布対象事業所	※表示可能期間
社会的養護施設	H 2 6 年度以降に受審	3 年間
保育所	H 2 4 年度以降に受審	5 年間
その他施設	H 2 4 年度以降に受審	5 年間

※表示可能期間は、受審証明書の交付を受けた日の翌年度初日から起算するものとする。